

研究活動における不正行為への対応に関する取扱い

平成 28 年 8 月 1 日 学長裁定

平成 30 年 2 月 1 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

聖和学園短期大学（以下「本学」という。）では、研究活動における不正行為について、「研究等の不正および科学研究費等補助金の不正使用防止に関する規程」（以下「不正等防止規程」という。）に基づくほか、具体的な対応等については、この取扱いによるものとする。

I. 不正行為の事前防止のための取組

1. 研究者に対する研究倫理教育

- (1) 本学では、研究者に対する研究倫理教育を実施するため、研究倫理教育責任者および研究倫理教育副責任者を置く。
研究倫理教育責任者および研究倫理教育副責任者には、当分の間、不正等防止規程第 4 条に規定するコンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進副責任者を充てるものとする。
- (2) 本学では、所属する全ての研究者に対して、研究倫理教育の受講を義務付けることとする。
- (3) 研究倫理教育責任者は、所属する全ての研究者に対して、3 年に一度、研究倫理教育を実施するものとする。

II. 研究活動における特定不正行為への対応

1. 不正行為に関する相談や告発の受付等

- (1) 本学では、研究等における不正行為などに関する相談や告発（以下「告発等」という。）の受付窓口を、不正等防止規程第 11 条で不正防止委員会と規定しているが、同委員のうち事務部長を連絡先とし、電話またはメールで受け付けることを公表するものとする。
- (2) 本学では、告発等を受け付けた場合、統括管理責任者（学長）を責任者として、調査等の対応を行うものとする。
- (3) 本学では、告発等に関する内容について、調査結果の公表までは、調査関係者以外に漏れいしないよう、関係者の秘密保持を徹底させるものとする。
- (4) 本学に所属するすべての者は、告発者・被告発者に対して、告発があったことのみをもって、当該者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2. 不正行為の告発等に係る事案の調査

- (1) 本学では、不正等防止規程第 13 条第 1 項で規定する調査委員会を設置した場合、その委員の氏名および所属について、告発者および被告発者に通知するものとする。
- (2) 調査委員会の委員について、告発者および被告発者は、前号の通知後 7 日以内に異議申立てを行うことができるものとする。
- (3) 前号の異議申立てがあった場合、本学では、その内容を審査し、妥当であると判断したときは、調査委員を交代させるとともに、告発者および被告発者に通知するものとする。
- (4) 本学では、調査の結果について、告発者および被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、文部科学省および配分機関に報告するものとする。
- (5) 不正行為と認定された被告発者は、前号の通知後 7 日以内に、不服申立てをすることができるものとする。
- (6) 本学では、前号の不服申立てがあった場合、調査委員会はその却下や再調査開始の決定を行い、その決定等に基づき文部科学省および配分機関に報告するものとする。
- (7) 本学では、再調査を行うこととした場合、調査委員会は再調査開始後 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定するものとする。
- (8) 本学では、再調査の結果について、告発者および被告発者に通知するとともに、文部科学省および配分機関に報告するものとする。
- (9) 本学では、不正行為が行われたと認定した場合、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、調査委員の氏名・所属および調査の方法・手順を公表するものとする。
ただし、合理的な理由があると判断した場合は、不正に関与した者の氏名・所属を非公表とすることができるものとする。